

職員の不祥事案に係る公表基準

1 公表対象

- 職務上又は職務外を問わず、職員が非違行為により逮捕、起訴され又は有罪判決を受けた事案及び県が懲戒処分（地方公務員法第 29 条第 1 項に規定する免職、停職、減給若しくは戒告又は服務監督上の措置としての文書訓告をいう。以下同じ。）を行った事案を対象とする。

2 公表時期

(1) 逮捕、起訴又は有罪判決

- 県が、職員が逮捕されたことを確認した場合は、速やかに公表する。
- 県が、職員が起訴されたことを確認した場合は、速やかに公表する。
ただし、
 - ・ 逮捕の段階で公表済みの事案
 - ・ 交通事故・交通法規違反に係る事案（飲酒・酒気帯び運転やひき逃げ等の社会非難性の高い事案を除く。）については、この限りでない。
- 県が、職員が有罪判決を受けたことを確認した場合は、速やかに公表する。
ただし、
 - ・ 逮捕又は起訴の段階で公表済みの事案
 - ・ 交通事故・交通法規違反に係る事案（飲酒・酒気帯び運転やひき逃げ等の社会非難性の高い事案を除く。）については、この限りでない。

(2) 懲戒処分

- 懲戒処分を行った場合は、速やかに公表する。

3 公表方法

- 記者クラブへの資料提供（プレスリリース）その他適宜の方法による。
（事案の内容に応じて、部局長又は総合支庁長による記者会見を行う。）

4 公表内容

- 警察等において職員の氏名を公表した場合
 - ・ 当事者の所属、職名、氏名、年齢、性別
 - ・ 事案の概要
 - ・ 処分量定及び処分年月日（懲戒処分の場合）
- 警察等において職員の氏名を公表しない場合
 - ・ 当事者の所属（※）、職位、年代、性別
 - ・ 事案の概要
 - ・ 処分量定及び処分年月日（懲戒処分の場合）

※ 部局・総合支庁の単位を基本とし、個人が識別されない内容とする。
（例：〇〇部、〇〇部出先機関、〇〇総合支庁）

5 その他

- 事案の社会的影響、被害者又はその関係者のプライバシーへの影響等を勘案して、公表内容等について別途の取扱いをする場合がある。